

職種	教授
募集人員	1名
所属および勤務場所	京都大学：自然科学域 生物生産環境学系 大学院農学研究科 地域環境科学専攻 生物生産工学講座 生物センシング工学分野 勤務地：京都市左京区北白川追分町 (変更の範囲) 大学が在宅勤務を許可又は命じた場合は自宅等
専門分野	生物センシング工学
担当講義・実験・実習・演習	大学院：生物センシング工学特論、生物センシング工学演習、生物センシング工学実験など 学部：地域環境工学概論Ⅱ、地域環境工学概論Ⅲ、生物生産機械学、生物センシング工学、 米のポストハーベスト技術など (変更の範囲) 京都大学の業務（教育・研究・運営）
希望する人材	本専門分野では農産物や食品の一連の過程である生産、選別、加工、貯蔵、流通等における非破壊・非侵襲センシングの研究、およびそれらの施設内の生産技術、生産・作業環境に関する研究を主として、物理的、工学的側面から細胞から生物個体までの様々なスケールにおいて幅広く行っている。そのため、農産物や食品の物性・含有物質の計測および情報化、ポストハーベスト技術および非破壊検査技術、動植物および水産物等の生体計測に関わるセンシング研究のうち、いざれかに深い知見をもち、「食料・環境・生命」に関わる問題の解決を目指しながら研究を発展させられる者。細胞から生物個体までの解析に必要となる広帯域の分光計測およびセンシング技術開発の実績を有し、食料生産に資する生命活動の理解に関わる研究を推進できる者。さらに、大学院農学研究科および農学部における教育と研究指導に熱意をもって取り組むことができる者。
応募資格等	(1) 博士の学位を有すること。 (2) 上記の専門分野ならびに関連分野において、国際的水準の優れた研究業績を有すること。 (3) 上記の担当講義・実験・実習・演習を担当する能力と意欲があること。
着任時期	令和7年4月1日以降のできるだけ早い時期
任期	なし
試用期間	あり（6ヶ月）
勤務形態	専門業務型裁量労働制（週38時間45分相当、1日7時間45分相当） ・専門業務型裁量労働制を適用しない場合は、週5日 8:30～17:15 勤務（休憩 12:00～13:00） ・超過勤務を命じる場合あり 休日：土・日曜日、祝日、年末年始および創立記念日
給与・手当等	本学支給基準に基づき支給
社会保険	文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険および労災保険に加入
応募方法および必要書類	下記の(1)～(7)の書類について、1セットと電子媒体（書類をPDF化しUSBメモリやCD等のメディアに書き込んだもの）を提出して下さい。 (1) 履歴書（写真貼付、連絡先（住所、電話番号、e-mailアドレス）、所属学会名を明記のこと） (2) 研究業績目録（原著論文、著書、総説・解説、特許、その他に分類すること） (3) 主要原著論文、著書、総説・解説の別刷（計10編、複写可） (4) 競争的外部研究資金等の取得状況（最近10年間、代表・分担を区別すること） (5) 現在までの研究教育活動および学会活動の内容と成果（1400字程度、A4判にて作成） (6) 着任後の研究計画および教育活動に関する展望と抱負（1400字程度、A4判にて作成） (7) 応募者について参考意見を伺える方（2名）（氏名、所属・役職、連絡先（住所、電話番号、e-mailアドレス）を明記のこと） ※「生物センシング工学分野教授 応募書類在中」と朱書きの上、「簡易書留」で郵送して下さい。 ※ 提出書類と電子媒体は、原則として返却いたしませんので、予めご了承願います。
応募締め切り	令和6年12月6日（金）午後5時 必着

選考方法	書類選考、必要に応じて面接を実施します。なお、その場合の旅費は応募者の負担となります。面接の詳細は対象者に別途連絡します。
応募書類提出先	〒606-8502 京都市左京区北白川追分町 京都大学大学院農学研究科 地域環境科学専攻事務室 生物センシング工学分野教授選考調査委員長（樋口浩和 宛）
問い合わせ先	生物センシング工学分野教授選考調査委員長 樋口 浩和 e-mail: higuchi.hirokazu.2a@kyoto-u.ac.jp (*を@に変えてください)
その他	提出書類は、採用審査のみに使用します。正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することは一切ありません。本学における男女共同参画推進施策の一環として、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」第8条の規定に基づき、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します。選考にあたっては、出産・育児期間中の業績については休業期間の前後と等しい業績を上げたものとみなします。出産・育児による休業期間がある場合は、履歴書等に当該期間を記載してください。京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。